

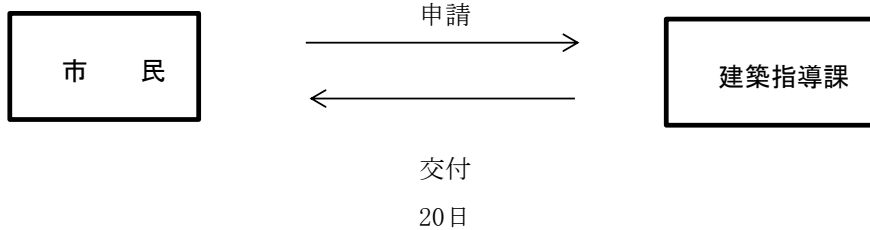
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 60

処 分 名	工事完了公告前の建築等の承認	
処 分 の 概 要	開発行為に関する工事の完了公告前の建築等を承認する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年法律第100号)	
条 項	第37条	
所 管 課 (処分権者)	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	開発工事の工程や施工上やむを得ない場合と認められるとき。	
<p>【根拠法令等】 都市計画法 (建築制限等)</p> <p>第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたととき。</p> <p>二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。